

## 生活保護精神障害者地域移行推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、生活保護精神障害者地域移行推進員(以下「推進員」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 推進員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定される特別職に属する非常勤の嘱託員とする。

(職務内容)

第3条 推進員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護従事職員と地域移行支援対象者についての連絡調整及び生活保護従事職員からの相談に関すること。
- (2) 地域移行支援対象者及び家族に対する地域移行に向けた準備段階の支援(入院先訪問相談、外出や外泊の同行支援、退院に向けての住居確保の支援、障害福祉サービス事業の利用手続き支援、地域移行後3ヶ月程度の生活支援等)に関すること。
- (3) 生活保護従事職員に対する地域移行支援の研修に関すること。
- (4) 定期的な活動実績等についての報告に関すること。
- (5) 井田地域生活支援センター及び精神科病院との連絡調整に関すること。
- (6) 川崎市地域自立支援協議会専門部会に関すること。
- (7) その他生活保護を受給する長期入院精神障害者の地域移行支援に係る業務に関すること。

(定数)

第4条 推進員の定数は、1人とする。

(勤務場所)

第5条 推進員の勤務場所は、次のとおりとする。

## 精神保健福祉センター

### (任用)

第6条 推進員は、健康福祉局生活保護・自立支援室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 推進員の任用期間は、原則として1年以内とする。

3 推進員の任用等の事務は、生活保護・自立支援室が所管する。

第6条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。

### (任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である推進員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数上限に達した推進員について、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）第6条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

### (任用条件の明示)

第8条 推進員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

### (退職)

第9条 推進員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

### (解職)

第10条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良好でないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第11条 推進員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間 月曜から金曜までの週4日、午前9時から午後5時00分までとし、週28時間を超えないものとする。
- (2) 休憩時間 勤務時間内において60分間
- (3) 休日 正規職員の例による。

(年次有給休暇)

第12条 推進員に、次の勤続年数ごとの休暇日数の区分に応じ、当該区分に掲げる日数の年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、所属長が業務に支障がないと認めた場合には、半日又は1時間を単位として付与することができる。

1週間の勤務 日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日
	13日	15日	15日	15日	15日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた推進員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

2 4月1日から翌年の3月31日までの期間(以下「会計年度」という。)の途中で任用された推進員に、その会計年度に付与することができる年次有給

休暇の日数は、推進員の任用期間に応じ次に掲げるとおりとする。

	任用期間(1月に満たない日数があるときは、これを切り捨てる。)						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
週4日勤務 休暇日数	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日

- 3 第7条の規定に基づき任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇に使用しなかった日数がある場合は、当該年度に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 推進員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱(4川総雇第73号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第14条 推進員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第15条 市長は、推進員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第16条 推進員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額194,300円とする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬額)

第17条 推進員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 推進員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第18条 推進員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第19条 推進員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,546円とする。

(費用弁償)

第20条 推進員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則

(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第21条 推進員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 推進員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

3 推進員は、この要綱による職の信用を傷つけ、又は推進員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 推進員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進員の服務については正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第22条 推進員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に定めるところによる。

(公務災害の適用)

第23条 推進員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

2 推進員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第24条 推進員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第25条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令の定めるところによる。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第13条1項5号の規定は平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。